横芝町十周年記念式典

十月二十八日に横中で

合併功労者善行者等表彰

横芝町合併十周年記念式典は好天に恵まれた十月二十八日横芝中学校体育館で開催された。合併当時の苦労を懐しい想い出として集った人々は三百名に近く、その中合併功労者として次の方々が表彰された。（——印は故人）

椎名元治、土屋熹一、秋山豊司、斎藤勲、若梅清、安達武雄、伊藤蔵之助、潮来松五郎、押尾好文、嘉瀬源貞、越川伊佐吉、佐藤勇治、椎名登、鈴木敬三郎、鈴木利喜雄、鈴木利春、太智正一郎、土屋幸一、中崎種松、行木一郎、森川平一、若梅忠作、伊藤右仲、伊藤唯祐、伊藤利雄、伊藤一郎、宇井五一、押尾洋、小林信義、佐久間常治、実川喜昌、神保光一、鈴木諄、菅沢賀一、瀬理三三九、萩原義良、石橋瑞夫、実川升之助、伊藤文雄、浅野浩、浅野明栄、秋葉包伊藤礼次、伊藤馨、伊藤利宇井林之助、海保喜一、河井喜代志、川島弥作、鈴木定亮、清宮清洲、早川公平、山本多一郎、市原利清、中村淳、鈴木日吉、田子勇三郎、斎藤洋吉、椎名小次郎、越川与司夫、伊藤和平、吉岡豊、伊藤操、伊藤辰男、伊藤績夫、伊藤貫一、小関仙太郎、平山清、斎藤浅之助、伊藤東一郎、山本昇三、若林仙太郎、伊藤郡司、伊藤静、小山俊海、瀬理通、石井富雄、以上七七名の各氏

尚、式典の席上で、道〃の海保能夫氏は〃老人ホーム開設以来在院者の調髪を無料奉仕を続けて来たこと〃の善行により感謝状を贈呈された他永年勤続職員の表彰も行なわれた。受賞者次の通り

本間重寿、大木ユキ子、小高文子、押尾光雄、小山俊海、小川一枝、田中静、石井富雄、小沢春光、川島忠、押尾良夫、小高猶次、瀬理通、鵜野沢一郎、浅野清、実川とよ、川島キミ以上十七名の各氏で本間重寿氏の二十七年を筆頭にそれぞれ十五年以上の勤続者である。

横芝町合併十周年記念

開会式と、合併功労受賞者の謝辞を述べる土屋喜一氏（元大総村長）

横芝町青年団

新潟青年団員を各自の家に

迎へて交歓会を計画

横芝町青年団（団長伊野松雄君）は、最近非常に活動を展開しているが、来る十一月二十三日から二十五日までの三日間を新潟県豊栄村青年を迎へる日として交歓会を行なうことにしている。前には、献血運動のモデルとして県政ニュースに採択され、青年情報（機関紙第五号まで発行済）及暁（機関誌、四〇頁近い文芸誌）の発行と、エネルギッシュな活動を続ける青年団の頼母しさは、改めて有識者の視野に映じて来ている。十二月には四日は各種展示会、主張発表、横凝国会、映画会、レコードコンサート等、五日には、体育祭と二日にわたる文化祭を行なうというが、横凝国会等という企画は聞いただけでも新鮮な感じがして来る青年団長の伊野松雄氏は「交歓会については、お互いに異なった環境での脳みや苦しみを真剣に話し合って見るつもりです。文化祭については第一日、第二日とも少々盛沢山の感があるかもしれませんが、大ぜいの人に楽しんでいただくという考えから思いきって手を広げて見ました。日程につきましては、これも一人でも多く参加という考えから、日曜日と商工会の休日で、しかも比較的農閑の期を選んで見ました、私達青年の家庭の方や雇主の方々もどうか私の意の有るところを了とされまして暖かい眼と協力をお願いいたします」と話しておりました。

……

史談会員　伊藤一男氏

県代表として青年団全国大会に出場し、「部落における因襲と青年の主張」を発表

史談会々員として本誌の〃ふる里の話題〃に坂田城を中心とした史談を寄稿しているお馴みの伊藤一男氏（屋形荒場）は、去る十一月初旬青年の日に県で行なわれた青年の主張大会でその発表は最優秀として首位に選ばれ今月末行なわれる全国大会に出場することになった。標題は〃部落の因襲と青年の主張〃とか、ともすれば故郷の良さを忘れて都会に走り勝な青年層の中に、ふる里の歴史と取組んで研究を続ける同氏のような青年が主張する一言一言こそ貴重であり、誠意、人の心を打つものがあると信じている史談会では去る十一月四日に同氏を囲みその壮行会を兼ねて同氏の〃坂田城主、井田氏と三谷氏の考察〃等についての発表を聞いた。

……

男の職場

自衛官只今募集中

昭和四〇年度第三次自衛官の募集は次の要領で行なっている。自分達の護衛の為、その先頭に立つ男の職場、制服に身を固め、規律ある生活に馴む事こそ、真の勇気ある男子の進む道であろう。

願書は、役場にあります。

資格は、十八才以上、二十五才未満の日本人で前科のない者

募集の期間、十二月末日迄

◎自衛隊の職員は総て国家公務員であり、退職後、役場県庁等に勤める場合には、その在隊期間も経験年数として俸給等の格付が認められます。又一般会社では規律ある頼母しさが評判を呼んでいるようです。次第に職場が狭くなって来たようです。此の際男の職場自衛官の地位を確保しておくことをおすすめいたします。

詳細は役場広報係宛お問合せ下さい。

……

基本選挙人名簿

十一月五日から縦覧

公職選挙法の定めるところによって調製する選挙人名簿は十一月五日から役場内選挙管理委員会で一般の縦覧に供している。期間其他次の通り

縦覧期間　十一月五日から十五日間
異議申立　右の期間中
確定期日　十二月二十日

◎此の名簿に登載されていない人は、例え資格条件が備わっていても投票を行うことが出来ないので是非此の期間中に確認されるようおすすめする。

尚、選挙毎に、補充選挙人名簿を調製することになっているので、選挙の告示がある都度自分の名が登載されているか否かを確認されることも併せておすすめしておきます。例えこの定時名簿に登載されなくても、補充名簿による氏名でも選挙権、投票権は変りはありません。

今年の敬老会招待者は

新島の　小川いわさん

（九十六才）他六五七名

今年の敬老会は十月十三日に横芝小学校講堂で開催された。招待者は明治二年生、九十六才（新島三島、小川潔氏祖母）小川いわさん他六五七名で、好天に恵まれたためもあってか出席者は三百名を越え、午前十時から社会福祉協議会長、町長等が「長寿おめでとう、これからも元気でいて下さい」と挨拶があり、結婚五十年記念の色紙が県知事から贈られ又九十才以上の人には県から塗盆、町からは記念品と湯のみが贈られた。

終って福祉協議会心づくしの昼食やお菓子を食べながら婦人会や小学校、保育園児童の踊り、唄、遊戯に午後の半日を楽しみ夕刻近くに町で用意した迎えのバスで名残り惜しそうに帰って行った。

尚、老人ホーム院長（町社会福祉協議会長）市原利清氏は招待者及関係者全員に、翁と嫗を染め出した手拭を贈って長寿を祝福し、一同から感激されている。

本年の九十才以上長寿者

小川いわ（三島）明二、七、九生、鹿島金太郎（南川岸）明五、三、二五生、実川とめ（立会）明五、一〇、一〇生、野本こう、（取立）明六、一、四生、実川宇兵衛（両国新田）明七、四、一一生、伊藤つね（立会）明七、五、二生、三枝くら（姥山）明七、五、二七生、小川千賀（南川岸）明七、一二、一三生、神子よし（鳥喰沼）明八、一、二三生、海保三作（南）明八、二、一五生、土屋ゑく（鳥喰沼）明八、五、一六生　以上　十一名

当主、孫の潔さんと、お気入りの近所の主婦、石橋もよさんに囲まれ、やしや孫を抱いて、人生の幸を説く、小川いわ(96)さん。敬老会にも出席して、元気よく、高砂を唄ってくれた。

駅頭を飾る菊花展

横芝町菊花愛好家の方々は毎年松尾八田の琴平神社で菊花大会を展いていたが、今年は横芝駅前にも展示場を設けて一般の人々の目を楽しませている。一日の疲れを横芝駅に運んだとき、そこに展示された菊花を眺め、そしてゆかしい香りを吸って、心と体の軟らぎをおぼえることであろう。「いままではバスに乗り替えて行かなければならず、近所の者か、極まった愛好者にだけ観賞された数々の銘花が、横芝駅を利用する数千の乗降客を慰めてくれるのは素的なアイデアだ」と好評を得ている。

尚、此の菊花展は八田琴平でも開催されている。

……

申告所得税第2期分は

11月末日が納期限！

2期分の納付書は、お手元に届いたでしょうか。11月末日は納期限です。期限に遅れますと延滞金が加算されて余分な負担となりますので11月30日までには、必らず忘れないで納付して下さい。

若し、納付書を紛失した場合は、郵便局や銀行に用意してありますので遠慮なく申出て利用して下さい。

（東金税務署提供）

……

中小企業者の退職金制度に加入して下さい

千葉県各労政事務所、関係事業団体では、従業員等厚生目的の中小企業退職金共済制度が確立しているのに、案外加入者がすくないので、その主旨を徹底させるため、去る十月一日から「同制度加入促進強化」を計っているが、折角実施段階に入ったこの制度を活用し、「個人商店みたいなもんで、全然厚生年金や、退職金制度なんか無いんだ」という、働く青少年等の声をなくし、明るい、保証制度のある職場を造成されるようおすすめする。総ての方々は商工会其他の指導ですでに承知しておられることとは思うが、次にその制度のあらましを掲げて見よう。

一、加入のできる範囲

常用従業員三百人以下、但し商業やサービス業は五〇人以下の事業主。

一、掛金と払込

一人当、月二百円～二千円事業主が毎月分を、その翌月末までに金融機関に払込む。

一、退職金の支給

従業員が退職したときは、事業団から、退職金が支給されますが、勤続年数が長い程支給率が有利になっております。

◎詳しい点については、県労政課、労政事務所、商工会、金融機関等にお問合せ下さい。

……

ハンター待望の

狩猟解禁

しかし、二十才までは空気銃を撃つことも違反

狩猟の季節になりました。スポーツとしてもスリル満点の狩猟は常に危険が伴い、事故も起り勝です。楽しい狩猟のために次の事柄に充分注意をして下さい。

○銃の所持や売買は、必らず警察の防犯係に行って公安委員会の許可を受けてからにして下さい。

○銃の所持許可と撃つことの許可は別ですから所持の許可が有っても狩猟に用いることはできません。特に二十才未満の者は狩猟の許可はされません。良く中学生や高校生位の年令で空気銃を持って鳥等を撃っているのを見かけますが、これは総て違反になりますので保護者の方も充分注意して下さい。

○危険防止のため、街中や人混の場所、日の出前、日没後の狩猟も禁じられております。

○新聞其他のニュースにあるように、汽車や電車バス等の通過する方向や、人家、電線に向って発砲することはすべて事故発生の因となりますので充分注意して下さい。

○銃の持歩きは、サックに入れる等他人に危険を感じさせないようにして必らず許可証を携行して下さい。

○銃の手入れは人気のない所で行ない、保管は他の者、特に子供達の手の届かない場所に厳重に盗難防止を行なっておいて下さい。

紙面の都合で本号では寸言を休載させていただきました。